伊賀市空き家バンク登録物件家財除去サービス事業者登録制度

〒518-8501　伊賀市四十九町3184
伊賀市役所　空き家対策室
☎0595-22-9676

伊賀流空き家バンクに登録された空き家の家財を除去する事業者を登録し、所有者等に紹介することで、円滑に空き家の流通を促進するための制度です。

1．登録対象事業者チェック

次のチェック項目がすべて✔がある場合は登録対象事業者となります。

- ☐ 伊賀市の一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた事業者であるか、又は、許可を持つ事業者と業務契約を行っている。
- ☐ 伊賀市内に事業所がある
- ☐ 法人又は団体である場合は、定款、規約、会則等を定めている
- ☐ 課税対象の法人、個人事業主又は団体である場合は、市税、国税等の滞納がない
- ☐ 政治活動、宗教活動又は公益を害する活動を目的としない
- ☐ 暴力団又はその他反社会的団体及びその構成員でない

2．家財除去事業の内容とオプションサービス

登録を希望する事業者は下記の（1）と（2）の事業は必須です。（3）は事業者の特色を生かして設定することができます。

（1）空き家の家財道具等の処分
（2）空き家内外の清掃
（3）空き家の家財除去に伴う独自のサービス

3．登録手続きの流れ

伊賀市	事業者	流れ
		①申請書を入手 ホームページから取得するか直接窓口までお越し下さい
 申請	☐ 事業者登録申請書 ☐ 収集運搬業許可証の写し 又は、業務委託契約写し ☐ 定款、規約、会則 ☐ サービスの内容と料金プラン表 ☐ 完納証明書 ☐ 履歴事項証明書	**②登録申請** 申請書及び提出書類を準備し空き家対策室へ郵送又は持参して下さい。
審査 結果通知		**③審査結果の通知** 提出書類を審査し、審査結果を通知します。
市ホームページへ掲載 プラン等の公表		**④利用者への公表** 空き家バンク利用者へ案内します

4．登録事業者へのお願い

（1）空き家バンク利用者に家財除去等に係る費用明細について十分な説明を行って下さい。
（2）家財除去等を行う場合は、立ち入る日時等を事前に利用者等に連絡して下さい。
（3）サービスの提供によって知り得た事実を漏えいしてはいけません。
（4）伊賀市空き家バンク家財処分等事業補助金申請を前提に家財除去の依頼を利用はしています。
家財除去費補助金の概要を熟知して下さい。